

一般財団法人 京都陶磁器協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人京都陶磁器協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、京都府における陶磁器文化の啓発・振興を図るとともに、陶磁器工業の改善発達に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 陶磁器文化の啓発・振興に関わる事業
- (2) 陶磁器に関する伝統工芸とその関連産業の担い手支援に関する事業
- (3) 京都府における陶磁器工業の改善・発達に関する指導研究及び調査
- (4) 京都府における陶磁器に係る産業の振興に関わる事業
- (5) 周辺地域の振興への貢献に関わる事業
- (6) 造営物その他の財産の維持管理
- (7) 不動産を活用した駐車場運営・賃貸事業及び物品販売等の収益事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産及び、理事会及び評議会において基本財産に繰入れることを決議した財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき、及び、基本財産から除外

しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号及び第 3 号の書類についてはその内容を報告し、第 4 号及び第 5 号の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 9 条 この法人に評議員 10 名以上 15 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 10 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会にて行う。

(評議員の任期)

第 11 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに

関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 常勤の理事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の繰入れ、処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。評議員会の議長は、出席した評議員のうちより選出する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうち選出された1名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4 理事長以外の理事のうち4名以内を業務執行理事とする。

5 業務執行理事のうち2名を副理事長、1名を会計担当とする。

6 業務執行理事のうち1名の専務理事を置くことができる。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 副理事長及び会計担当は、理事会の決議によって業務執行理事の中から選定する。

4 専務理事を置くときは、理事会の決議によって業務執行理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を、理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の実任)

第23条 役員は、その任務を怠ったとき、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を有する。

2 役員に、悪意または重大な過失があったとき、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を有する。

3 役員が、この法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯債務者とする。

(役員の実任)

第24条 理事の実任は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の実任は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の実任は、前任者の実任の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、実任の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の実任)

第25条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第26条 役員は「役員等の報酬等及び費用に関する規定」により報酬等を受給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務遂行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。理事会の議長は理事長が指名する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集し、副理事長が議長を指名する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 懇話会及び委員会の設置

(懇話会)

第32条 この法人に、地域の意見等を集約するために、京都陶磁器協会懇話会を設ける。

- 2 懇話会の会員資格及び組織は、理事会において別に定める。
- 3 懇話会は、地域に基づき、部会を設けることができる。
- 4 懇話会の各部会は、評議員・役員候補者を推薦することができる。
- 5 懇話会の運営の細則については、理事会において別に定める。
- 6 懇話会の活動に係る経費は、定款第7条の規定に従い、この法人の経費として負担することができるが、懇話会員は無報酬とする。

(委員会)

第33条 この法人に、理事会の決議により委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、理事会の諮問に基づき、議論・検討を行い理事会に報告するものとする。
- 3 委員の選任・解任並びに委員会の運営細則については、理事会において別に定める。
- 4 委員会の活動に係る経費は、定款第7条の規定に従い、この法人の経費として負担することができるが、委員は無報酬とする。但し、評議員・役員(外部理事除く)及び懇話会員以外の委員に対しては、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条(目的)、第4条(事業)、及び第10条(評議員の選任及び解任)についても適用する。

(解散)

第35条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、目的を同じくする他の公益財団法人、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

「附則」

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は山中鉄一とする。

別表

基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等		
土地	会館敷地	283.19㎡	京都市東山区五条通東大路東入白糸町570番地の3
	京都市買収地	234.29㎡	同所白糸町570番地13
	駐車場及びギャラリー兼事務所用敷地	2,825.00㎡	京都市東山区東大路五条上ル遊行前町583番1
建物	鉄骨造2階建 ギャラリー兼事務所	331.04㎡	京都市東山区東大路五条上ル遊行前町583番1
	傾斜自走式 2階建駐車場	普通自動車駐車 1階 52台収容 2階 54台収容	同所遊行前町583番1
	減価償却引当預金	基本財産に属する建物および附属設備に係るもの 36,883,701円	